

新潟県沿岸漁業改善資金貸付要領

昭和54年10月15日
昭和55年 8 月 1 日 (改正)
昭和57年 3 月16日 (改正)
昭和63年 3 月31日 (改正)
平成 3 年 7 月23日 (改正)
平成 4 年 9 月25日 (改正)
平成 8 年 4 月 8 日 (改正)
平成12年 4 月 3 日 (改正)
平成14年 3 月15日 (改正)
平成15年 4 月14日 (改正)
平成17年 3 月31日 (改正)
平成20年 8 月26日 (改正)
平成21年12月 1 日 (改正)
平成23年 5 月27日 (改正)
平成24年 4 月 2 日 (改正)
平成24年10月16日 (改正)
平成28年 3 月29日 (改正)
平成29年 3 月30日 (改正)
平成30年 3 月29日 (改正)
平成31年 4 月19日 (改正)
令和 2 年 6 月15日 (改正)
令和 2 年 9 月30日 (改正)
令和 3 年 5 月 7 日 (改正)
令和 3 年12月27日 (改正)
令和 4 年 4 月28日 (改正)
令和 5 年 8 月15日 (改正)
令和 6 年 6 月 4 日 (改正)
令和 7 年 4 月16日 (改正)
令和 8 年 4 月 1 日 (改正)

第 1 総則

沿岸漁業改善資金助成法（昭和 54 年法律第 25 号。以下「法」という。）に基づく沿岸漁業改善資金の貸付けについては、新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和 54 年新潟県規則第 59 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 2 貸付条件

1 貸付限度額及び償還期間等

この資金による貸付金の1 沿岸漁業従事者等ごとの貸付限度額及び償還期間等は、別表1 に掲げるとおりとする。

なお、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害も含む。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者で、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者においては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する施行令（平成23年政令第132号）に基づき東日本大震災の後令和9年3月31日までに県の貸し付ける沿岸漁業改善資金（経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金をいう。以下同じ。）の種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表1の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年延長して適用するものとする。

2 貸付対象機器・設備等

この資金の貸付けの対象となる機器、設備又は装置、機器等の基準（知事が相当と認めるものを除く。）及び貸付けの対象経費は、別表2に掲げるとおりとする。

第3 貸付資格の認定申請手続

1 規則第3条の規定により、沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするもの（以下「借受希望者」という。）が提出する貸付資格認定申請書及び添付書類（以下「認定申請書等」という。）は、次のとおりとする。

(1) 貸付資格認定申請書（様式第1号）

(2) 経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画を記載した書類（以下「事業計画書」という。）（様式第2号（その1）～（その12））

貸付けを受けようとする資金の種類に応じて、（その1）から（その12）の中から選択すること。

(3) 規則第3条第2号、第3号又は第4号に掲げる資金の貸付けを受けようとする場合は、当該事業計画を記載した書類の写し

(4) 収支計画及び償還計画書（様式第3号）

事業計画書の添付書類として必要とされている場合に添付すること。

(5) 見積書、設計書、パンフレット、説明資料

(6) 直近3か年の経営状況が明らかになる資料（青色申告書や損益計算書等）

(7) その他の添付資料

ア 法人又は団体申請の場合

(ア) 団体の概要説明書（様式第4号）

(イ) 定款、規約、規程、構成員（受益者）名簿、役割分担図等

(ウ) 借入に関する総会又は役員会において事業計画を審議承認した議事録抄本

(エ) 役員会において事業計画を審議承認した議事録抄本

イ 共同申請の場合

- (ア) 個人別内訳表（様式第 5 号）
- (イ)（資金受領行為に対する）委任状（様式第 6 号）

ウ 県による貸付けを受けようとする場合

- (ア) 連帯保証人資産・負債状況調書（様式第 7 号）
- (イ) 連帯保証人の市町村発行の所得証明書
- (ウ)（不動産を所有している場合）連帯保証人の市町村固定資産評価証明書（物件毎の評価額のあるもの）及び不動産登記簿謄本

エ 融資機関による貸付けを受けようとする場合

- (ア) 転貸貸付申請書（様式第 18 号）の写し
- (イ) その他融資機関が必要と認める書類

(8) 以上のほか、知事が必要と認めたもの

2 貸付資格の認定申請は、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金ごとに行うものとし、以下のとおりとする。

(1) 認定申請書等の提出先

借受希望者は、認定申請書等を規則第 16 条の規定により漁業協同組合（以下「漁協」という。）を経由して、次の申請受付機関に提出するものとする。ただし、同条ただし書きに該当すると知事が認めた場合は、直接、申請受付機関に提出するものとする。

申請人の住所	申請受付機関
佐渡市	佐渡地域振興局農林水産振興部振興課
糸魚川市及び上越市	水産業普及指導員糸魚川駐在所
その他の地域	県水産課

(2) 認定申請書等の提出部数及び提出期限

認定申請書等の提出部数及び提出期限は次のとおりとする。

提出部数	申請受付機関への提出期限
3 部	毎年 4 月 30 日、7 月 31 日、10 月 31 日及び 1 月 31 日

(3) 認定申請に対する意見の添付

漁協の長は、当該認定申請について、関係機関の意見書（様式第 8 号）により意見を付すものとする。

第 4 申請書に関する事務処理

1 申請受付機関は、沿岸漁業改善資金の認定申請書等を受理した場合は、第 5 に定めるところにより申請内容を審査し、次に掲げる事項についての意見を付し、必要があるときはこれ

らについての補足資料を添えて、新潟県沿岸漁業改善資金運営協議会に提出するとともに、漁協その他関係団体に対し、沿岸漁業改善資金制度に関する諸規定の周知徹底を図り、貸付申請等について遺漏のないよう配意するものとする。

- (1) 借受希望者が当該資金を導入することが技術的及び経営的な見地からみて必要かつ可能であるかどうか
 - (2) 当該資金の導入後の事業運営が適正かつ円滑に行われ得ると予想されるかどうか
 - (3) 借受希望者が近代的な沿岸漁業の担い手になりうる資質と意欲を十分に備えているかどうか（青年漁業者等養成確保資金に限る。）
 - (4) 借受希望者が沿岸漁業の従事者の組織する団体であるときは、実体的活動の有無、構成員の意欲の程度、構成員の結合の度合い、中心となる者の有無、構成員の数等からみて、当該団体が水産業改良普及組織の集団指導の対象として適当な規模及び実体を有するかどうか
- 2 申請受付機関の長は、提出のあった認定申請書等 1 部を東日本信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）に送付するものとする。

第5 事業計画及び認定申請書等の審査

申請受付機関は、貸付事業の的確な事務処理を図るため、事業計画及び認定申請書等の審査について、特に次の諸点に留意して行うものとする。

- (1) 認定申請書等に記載された事業量、対象機器等、事業費等の審査
- (2) 認定申請書等に記載された事業計画が、法令、通達等に適合しているかどうかの審査

第6 貸付資格の認定

- 1 知事は、運営協議会の意見を参しゃくして法第8条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付資格の認定を行うと決定したときは、規則第3条第3項に規定する認定書（様式第9号）により信漁連及び漁協（漁協を経由しない申請にあつては信漁連）を経由して借受希望者に通知するとともに、水産課、申請受付機関、漁協、及び信漁連又は融資機関（漁協を経由しない申請にあつては水産課、申請受付機関、及び信漁連又は融資機関）（以下「関係機関」という。）に認定書の写しを送付するものとする。
- 2 知事は、貸付資格の認定を行わないと決定したときは、その旨を借受希望者及び関係機関に通知するものとする。

第7 貸付資格認定の取消し

知事は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画が達成できない見込みとなった場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとし、貸付資格認定取消通知書（様式第10号）により借受希望者又は借受者に通知し、貸付資格認定取消通知書の写しを関係機関に送付するとともに、期限前償還等の所定の手続を行わなければならないものとする。

第8 県による貸付け

- 1 貸付けの申請手続き

(1) 貸付申請書及び添付書類等

県による貸付けを受けようとする借受希望者は、貸付申請書（様式第 11 号）を規則第 16 条の規定により漁協を経由して申請受付機関に提出するものとする。なお、貸付申請書の提出部数及び提出期限については、第 3 の 2 の (2) を準用するものとする。

(2) 連帯保証人

規則第 4 条第 2 項の規定による連帯保証人の数は、次の表のとおりとする。

借 入 額	連帯保証人の数
100 万円以下	1 人以上
100 万円を超え 500 万円まで	2 人以上
500 万円を超えるもの	3 人以上

注 1 連帯保証人となることができる者は、借受希望者と生計を一にする者以外の者とする。

2 連帯保証人は実質的に保証能力のある者でなければならない。

3 連帯保証人になろうとする者は、保証契約締結日の前 1 か月以内に作成された公正証書で保証債務を履行する意思を表示し、同公正証書正本の写し又は謄本を借用証書に添付しなければならない。ただし、連帯保証人になろうとする者が次の者である場合を除く。（本項の規定は民法第 465 条の 6 及び 9 に準ずる。）

① 借受希望者が法人である場合の理事、取締役、執行役又はこれに準ずる者

② 借受希望者が法人である場合の総株主の議決権の過半数を有する者又はこれに準ずる者

③ 借受希望者が個人である場合の共同事業者又は借受希望者が行う事業に現に従事している借受希望者の配偶者

4 連帯保証人は、借受希望者と同一市町村内に住所を有するものが望ましい。

5 青年漁業者等養成確保資金については、借受希望者の経営主を連帯保証人とする。ただし、借受希望者が借用証書提出日において未成年である場合は、両親を連帯債務者とし、別に借入額に応じて連帯保証人を立てること。

6 共同申請の場合は、借受希望者以外の者から連帯保証人を選定すること。

7 団体申請の場合は、借受けによって受益する者又は役員を連帯保証人とする。ただし、申請代表者となった役員は除くものとする。

8 第 15 の 2 の規定により本資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）及び連帯保証人の変更承認を受けた場合は、債務承認書（様式第 12 号）及び連帯保証債務承認書（様式第 13 号）を知事に提出するものとする。

2 貸付決定

(1) 貸付決定の期日は、毎年 5 月 31 日、8 月 31 日、11 月 30 日及び 2 月 28 日とする。

(2) 知事は、貸付決定をしたときは、貸付決定通知書（様式第 14 号）を貸付資格認定書と併せて信漁連及び漁協（漁協を経由しない申請にあつては信漁連）を経由して借受希望者に送付するとともに、関係機関には貸付決定一覧表（様式第 15 号）に貸付決定通知書の写し及び貸付資格認定書の写しを添えて送付するものとする。

(3) 知事は、貸付けを行わない旨の決定をしたときは、その旨を借受希望者及び関係機関に通知するものとする。

3 貸付金の交付

- (1) 知事は信漁連に対し、貸付決定に係る貸付金を資金交付日までに交付するものとする。
- (2) 信漁連は、(1)の貸付金の交付を受けたときは、直ちに借受希望者の貯金口座への振替を行い、沿岸漁業改善資金である旨を明示するものとする。
- (3) 借受希望者は、貸付金の預金口座への入金を確認したときは、直ちに領収書を作成し、信漁連に提出するものとする。
- (4) 信漁連は、(3)の領収書を精査、取りまとめの上、(2)の支払事務を終了した日から7日以内に資金委託精算書を添えて知事に送付するものとする。
- (5) 知事は、(4)の領収書及び資金委託精算書並びに4の(3)の借用証書を照合審査の上、借用証書の保管を信漁連に依頼するものとする。

4 借用証書の作成及び提出期日

- (1) 借受希望者は、2の(2)による貸付決定通知書の送付を受けたときは、直ちに借用証書(様式第16号)を作成し、知事が指定する日までに信漁連に提出するものとする。
 - ア 借用証書の借用年月日は、貸付金の受領日(信漁連から貸付申請者の貯金口座への振込日)とし、借用証書の借用年月日と領収書の領収年月日は同一とすること。
 - イ 借用証書には、金銭消費貸借に関する証書として印紙税法第8条の規定による印紙を貼付し、消印すること。
 - ウ 借用証書には、必ず借受希望者及び連帯保証人全員の印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)を添付すること。なお、団体借入れの場合で当該団体が法人でない場合は、団体の印及び代表者の個人印を押印し、代表者の印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)を添付すること。
- (2) 借用証書には、以下の書類を添付するものとする。
 - ア 保証契約締結日の前1か月以内に作成された公正証書で、連帯保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示した公正証書正本の写し又は謄本
ただし、連帯保証人になろうとする者が次に掲げる者である場合は、公正証書の添付は不要とする。(本項の規定は民法第465条の6及び9に準ずる。)
 - (ア) 借受希望者が法人である場合の理事、取締役、執行役又はこれに準ずる者
 - (イ) 借受希望者が法人である場合の総株主の議決権の過半数を有する者又はこれに準ずる者
 - (ウ) 借受希望者が個人である場合の共同事業者又は借受希望者が行う事業に現に従事している借受希望者の配偶者
 - イ 借受希望者が連帯保証人になろうとする者に対して真実かつ正確に、財産及び収支の状況ほか、民法第465条の10第1項に掲げる情報を提供したことを確認した確認書(様式第17号)
※ 財産及び収支の状況ほか、民法第465条の10第1項に掲げる情報を提供したことを確認した確認書には借受希望者及び連帯保証人全員の印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)を添付すること。なお、団体借入れの場合で当該団体が法人でない場合は、団体の印及び代表者の個人印を押印し、代表者の印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)を添付すること。
- (3) 信漁連は、借用証書等を受領したときは、これを精査、取りまとめ、知事に提出するも

のとする。

第9 融資機関による貸付け

1 貸付けの申請手続き

融資機関による貸付けを受けようとする借受希望者は、転貸貸付申請書に認定書又は認定申請書の写しを添えて、漁協を經由して融資機関に提出するものとする。

2 貸付決定

融資機関は、前項又は第6の規定により借受希望者が貸付資格の認定を受けていることを確認したときは、転貸貸付決定通知書（様式第19号）を、漁協を經由して（漁協を經由しない申請の場合を除く。）借受希望者に送付するとともに、関係機関には転貸貸付決定一覧表（様式第20号）に転貸貸付決定通知書の写しを添えて送付するものとする。

3 県から融資機関への県貸付金の交付

(1) 融資機関は、県貸付金の貸付けを受けようとするときは、県貸付金貸付申請書（様式第21号）に転貸貸付申請書の写しを添えて知事に提出するものとする。なお、県貸付金貸付申請書の提出については、借受希望者が貸付認定資格を受けていることを確認後、5日以内に行うものとする。

(2) 知事は、県貸付金貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに県貸付金の貸付けの可否を決定するものとし、県貸付金の貸付決定をしたときは、融資機関に県貸付金貸付決定通知書（様式第22号）を交付するものとする。

(3) 融資機関は、知事から県貸付金貸付決定通知書の交付を受けたときは、県貸付金借用証書（様式第23号）を作成し、知事が指定する日までに知事に提出するものとする。

(4) 知事は、融資機関から県貸付金借用証書の提出を受けたときは、速やかに県貸付金を交付するものとする。

4 県貸付金借用証書の作成及び提出期日

(1) 県貸付金借用証書の借用年月日は、県貸付金の受領日とすること。

(2) 県貸付金借用証書には、金銭消費貸借に関する証書として印紙税法第8条の規定による印紙を貼付し、消印すること。

5 融資機関から借受希望者への貸付金の交付

(1) 融資機関は、県貸付金の交付を受けたときは、速やかに借受希望者の貯金口座への振替えを行い、沿岸漁業改善資金である旨を明示するものとする。

(2) 融資機関は、(1)の支払事務を終了した日から7日以内に、沿岸漁業改善資金貸付業務実施報告書（様式第24号）に6の(2)に定める書類を添えて知事に送付するものとする。

(3) 知事は、(2)の沿岸漁業改善資金貸付業務実施報告書及び3の(3)の県貸付金借用証書の照合審査を行うものとする。

6 転貸借用証書の作成及び提出期日

(1) 融資機関は、借受希望者との貸付契約を転貸借用証書（様式第25号）により行うものとする。

ア 転貸借用証書の借用年月日は、貸付金の受領日（信漁連から貸付申請者の貯金口座への振込日）とし、転貸借用証書の借用年月日と領収書の領収年月日は同一とすること。

イ 転貸借用証書には、金銭消費貸借に関する証書として印紙税法第8条の規定による印

紙を貼付し、消印すること。

ウ 転貸借用証書には、必ず借受希望者の印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）を添付すること。なお、団体借入れの場合で当該団体が法人でない場合は、団体の印及び代表者の個人印を押印し、代表者の印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）を添付すること。

(2) 融資機関は、転貸借用証書及び印鑑証明書を受理したときは、これを精査、取りまとめ、その写しを知事に提出するものとする。

第10 貸付決定の取消し

1 知事は、規則第10条の規定により貸付資格の認定を取り消した場合は、当該貸付金又は県貸付金の貸付決定を取り消すものとする。

2 信漁連の長又は融資機関は、次に該当する場合には、遅滞なく知事に貸付決定の取消しについて報告（様式第26号）するものとし、知事は、その報告に基づき貸付決定を取り消すものとする。

(1) 借受希望者が、貸付決定通知書を受理した日から30日以内に借用証書を提出しないとき。

(2) 借受希望者が、沿岸漁業改善資金の借入れを辞退したとき。

3 知事は、1及び2により貸付の決定を取り消したときは、その旨を借受希望者又は借受者及び関係機関に通知するものとする。

4 1及び2に基づく貸付金の償還手続は、第11の2に準じて取り扱うものとする。

第11 県による貸付けの場合の償還の方法及び手続

1 償還の方法

貸付金の償還は、約定償還、繰上償還及び期限前償還とし、償還の方法は次のとおりとする。

(1) 「約定償還」とは、借用証書に定める償還方法により償還することをいう。

償還方法は、均等年賦支払とする。

償還期間は、資金の種類ごとに規則で定められた範囲内とする。

償還期日は、4月20日、7月20日、10月20日及び1月20日の年4回とし、第1年目の償還期日は、原則としてこのうちから貸付決定から1年を超えない最長期日を選ぶものとする。

なお、均等で支払う場合に千円未満の端数を生じる場合は、第1回目の償還に加えることとし、第2回目以降の償還金は、千円単位とする。

また、償還期日が民法第142条に規定する休日、土曜日（以下「休日等」という。）に当たる場合は、当該償還期日は当該休日等以後の最初の休日等でない日まで延長されるものとする。

(2) 「繰上償還」とは、借受者が自発的意思によって期限の利益を放棄し、約定償還日の到来前に貸付金の全部又は一部を償還することをいう。

借受者は、繰上償還をしようとするときは、繰上償還届（様式第27号）を作成し、信漁連に提出しなければならない。

信漁連は、繰上償還届の提出のあった場合には知事に提出するものとする。

(3) 「期限前償還」とは、次の理由のいずれかに該当する借受者に対し、知事が一方的請求により借受者の有する期限の利益をはく奪して約定償還日の到来前に貸付金の全部又は一部について納入を求める償還をいう。また、借受者が期限の利益を喪失したときは、知事は連帯保証人（法人である場合は除く。）に対し、その利益の喪失を知った時から2か月以内に、その旨を通知しなければならない。

ア 貸付金をその目的以外に使用した場合

イ 償還金の支払を怠った場合

ウ 正当な理由がなく貸付金受領後3か月以上（3か月以内に事業を完了することが困難な場合（研修等資金）にあつては、貸付申請書等に記載され認められた期間以上）これを使用しない場合

エ 貸付金の借入れに際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、虚偽の申請又は報告をし、若しくは故意に必要な事実の報告を怠った場合

オ 事業を中止又は廃止、若しくはこの資金で設置した施設等を他に譲渡、転用、交換若しくは貸与し、又は施設等の運営を他人に委託した場合

カ 知事の承認を得ずに事業計画を変更して事業を実施した場合

キ 漁業経営開始資金を借り受けた者が、当該経営に属する金銭を自己名義の貯金口座以外に預託している場合

ク 貸付金を国又は県の補助残融資として使用した場合又は既実施事業に資金を利用した場合

ケ 資材価格が計画より下回るか又は実施事業量が計画よりも減少したことによって実施事業費が減少し、貸付額が貸付限度額を超えた場合、若しくは他の資金に切り替えた場合

コ 団体の解散等により借受者そのものが消滅した場合

サ 規則及び借用証書に掲げる特約条項又はこれらに基づく義務の履行を怠った場合

シ 知事が債権保全上著しい支障があると認めた場合

ス 以上のほか、知事が本制度の趣旨に反する事実があると認めた場合

※ 上記のほか、借受者が破産手続開始の決定を受けたとき等、民法第137条に定める、期限の利益の喪失事由に該当する場合においても、知事はその事由を知った時から2か月以内に、その旨を通知しなければならない。

2 償還の手続

(1) 知事は、貸付金の約定償還については、償還日の20日前までに納入通知書及び償還案内書を作成して信漁連へ送付するものとする。

繰上償還又は期限前償還については、その都度納期限を指定して納入通知書を作成して信漁連へ送付するものとする。

(2) 信漁連は、借受者に対して納入通知書を送付するものとする。

(3) 信漁連は、借受者から(2)に係る償還金を収納したときは、当該借受者に対し領収証書を交付するものとする。

(4) 信漁連は、借受者から償還金を収納した日を起算日として5営業日以内に当該償還金に受託現金計算書を添えて、新潟県指定金融機関第四北越銀行県庁支店に払い込みを行わなければならない。

(5) 繰上償還額又は期限前償還額が貸付残額の一部である場合の取扱いは、次のとおりとする。

ア 繰上償還又は期限前償還があった場合は、翌年度以降の償還額に充当する。したがって、当年度における約定償還額は当初の約定額と変わらない。

イ 翌年度以降の償還額は、翌年度以降の償還額の累計額から繰上償還額を差し引いて翌年度以降の償還回数で除したものとする。この場合、千円未満の端数が生じた場合は翌年度の償還額に加えるものとする。

(6) 知事は、償還を完了した借受者について、償還済一覧表を作成して信漁連に送付するものとする。

信漁連は、償還済一覧表に基づき、償還を完了した借受者に対して借用証書を返還するものとする。

3 償還金の支払猶予

規則第 11 条の規定による償還金の支払猶予の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 支払猶予の要件

ア 支払猶予は、次に掲げる理由があり、しかも当該理由に起因して償還が著しく困難である場合に限って行うものとする。

(ア) 災害（暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮、赤潮、海水汚染、海水異常現象、病虫害、火災、盗難等）

(イ) 借受者（共同借入の場合は借受者個々、団体借入の場合は受益構成員）又はその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷

イ 災害（火災、盗難を除く。以下同じ）により償還が著しく困難であることの認定基準
災害による魚類、貝類及び海藻類の流失等による損失額がその者の平年における漁業による総収入額の 100 分の 10 以上である旨又は災害によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流出、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の 100 分の 50 以上ある旨の市町村の認定を受けた場合

(2) 支払猶予の申請

ア 借受者は、支払猶予の該当要件に合致し償還金の全部又は一部の支払猶予を希望するときは、支払猶予申請書（様式第 28 号）に次の証明書を添付し、約定償還期日の 40 日前までに知事に提出するものとする。

申請書の提出先及び提出部数については、第 3 の 2 の (1) 及び (2) を準用する。

(ア) 災害又は政令第 7 条の規定による死亡については、市町村長（当該災害が火災の場合にあっては消防署長、盗難の場合にあっては警察署長）の発行する証明書

(イ) 政令第 7 条の規定による疾病又は負傷については、医師の発行する診断書

イ 申請受付機関の長は、提出のあった支払猶予申請書及び添付書類を 1 部、信漁連に送付すること。

(3) 支払猶予の決定等

ア 知事は、支払猶予申請書を受理した場合は、速やかに内容を調査し、支払猶予をするか否かを決定するものとする。

イ 知事は、アの決定をしたときは、支払猶予決定通知書（様式第 29 号）により借受者に通知するとともに、その写しを関係機関に送付するものとする。

(4) 支払猶予期間

- ア 猶予すべき理由が発生した日以降に償還期日の到来するその年度の償還金の全部又は一部につき、原則として1年以内の期間を猶予するものとする。
- イ 猶予すべき理由が発生した日以前に償還期日の到来した償還金で延滞中のものについては猶予しないものとする。

(5) 支払猶予額

猶予する額は、償還が困難と認められる最少限度の額とする。共同借入の場合は借受者個々、団体借入の場合は受益構成員の実情によって判断するものとする。

4 貸付金の履行状況に関する県の情報提供義務

- (1) 連帯保証人は、知事に対して、貸付金債務の元本及び違約金その他貸付金債務に従たる全てのものについて、以下の情報を請求できる。（本項の規定は民法第485条の2に準ずる。）
 - ア 不履行の有無（償還を怠っているかどうか）
 - イ 残額
 - ウ 償還期日が到来しているものの額
- (2) 知事は、(1)の請求があった場合、遅滞なく(1)ア～ウについての情報を連帯保証人に提供しなければならない。

第12 融資機関による貸付けの場合の償還の方法及び手続

1 償還の方法

貸付金の償還は、約定償還、繰上償還及び期限前償還とし、償還の方法は次のとおりとする。

- (1) 約定償還の方法は第11の1の(1)と同一とする。
- (2) 繰上償還の方法は第11の1の(2)を準用し、「信漁連」とあるのは「融資機関」とする。
- (3) 融資機関は、借受者が第11の1の(3)に規定する「期限前償還」の理由のいずれかに該当する場合には、一方的請求により借受者の有する期限の利益をなく奪して約定償還日の到来前に貸付金の全部又は一部について納入を求めるものとする。

この場合、融資機関は予め知事と協議するものとする。

2 融資機関から県への県貸付金の償還手続

- (1) 知事は、県貸付金の約定償還については、償還日の20日前までに納入通知書及び償還案内書を作成して融資機関へ送付するものとする。

繰上償還又は期限前償還については、その都度納期限を指定して納入通知書を作成して融資機関へ送付するものとする。
- (2) 融資機関は、償還日までに通知のとおり払い込みを行わなければならない。
- (3) 繰上償還額又は期限前償還額が貸付残額の一部である場合の取扱いについては、第11の2の(5)を準用する。
- (4) 知事は、償還を完了した融資機関に対して、借用証書を返還するものとする。

3 借受者から融資機関への貸付金の償還手続

融資機関の指示する手続により納入するものとする。

4 償還金の支払猶予

規則第 11 条の規定による償還金の支払猶予の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 支払猶予の要件は第 11 の 3 の(1)と同一とする。

(2) 支払猶予の申請

ア 借受者は、支払猶予の該当要件に合致し償還金の全部又は一部の支払猶予を希望するときは、支払猶予申請書に次の証明書を添付し、約定償還期日の 40 日前までに融資機関に提出するものとする。

(ア) 災害又は政令第 7 条の規定による死亡については、市町村長（当該災害が火災の場合にあっては消防署長、盗難の場合にあっては警察署長）の発行する証明書

(イ) 政令第 7 条の規定による疾病又は負傷については、医師の発行する診断書

イ 融資機関は、規則第 11 条第 3 項に規定する履行期限の延長を受けようとするときは、県貸付金支払猶予申請書（様式第 30 号）に当該支払猶予申請書の写しを添えて知事に提出するものとする。

(3) 支払猶予の決定等

ア 知事は、県貸付金支払猶予申請書を受理した場合は、速やかに内容を調査し、支払猶予をするか否かを決定するものとする。

イ 知事は、支払猶予をすると決定したときは、県貸付金支払猶予決定通知書（様式第 31 号）により融資機関に通知するとともに、その写しを関係機関に送付するものとする。

(4) 支払猶予期間については、第 11 の 3 の(4)を準用する。

(5) 支払猶予額については、第 11 の 3 の(5)を準用する。

第 13 事業実施報告書の提出及び確認

1 借受者（研修教育資金の借受者は除く。）は、資金の交付後速やかに事業に着手し、事業完了後 20 日以内に事業実施報告書（様式第 32 号）に証拠書類（見積書、契約書、納品書、請求書、領収書等）及び別表 3 に掲げる証明書の写しを添えて、貸付けを決定した機関（知事又は融資機関をいう。以下「貸付決定機関」という。）に提出するものとする。

事業実施報告書の提出先及び提出部数については、貸付決定機関が知事である場合は第 3 の 2 の(1)及び(2)を準用し、貸付決定機関が融資機関である場合は漁協を経由して 1 部を融資機関に提出するものとする。

研修教育資金の借受者は、研修終了後 20 日以内に研修終了報告書（様式第 33 号）を上記に準じて貸付決定機関に提出するものとする。

2 借受者は、償還が完了するまで証拠書類を保管しておくものとする。

3 漁協の長は、事業実施報告書の提出を受けたときは、事業の実施内容を確認し、事業実施報告書に事業内容確認調書（様式第 34 号）を添えて貸付決定機関に送付するものとする。

4 事業実施報告書の提出を受けた融資機関は、事業の実施内容を確認し、県貸付金事業実施報告書（様式第 35 号）に事業実施報告書の写しを添えて申請受付機関に提出するものとする。

5 申請受付機関の長は、送付を受けた事業実施報告書及び添付書類の 1 部を信漁連に送付するものとする。（貸付決定機関が融資機関である場合を除く。）

6 申請受付機関の長は、事業実施報告書又は県貸付金事業実施報告書の受理後 1 か月以内に、別に定める「新潟県沿岸漁業改善資金確認調査要領」に基づき確認調査を行うとともに、借

受者調査書（様式第 36 号）を作成し、事業実施報告書又は県貸付金事業実施報告書に 1 部添付し知事に報告するものとする。

確認調査の結果、期限前償還に該当する場合は、借受者ごとの調査内容を速やかに知事に報告するものとする。

また、青年漁業者等養成確保資金のうち、漁業経営開始資金の貸付者には、経営指導及び現金出納帳等の記帳指導を引き続き行うものとする。

- 7 知事は、事業実施報告書の受理後、必要に応じて事業実施状況及び経営状況の確認等の調査並びに信漁連における資金管理状況等の調査を行うものとする。

第 14 事業計画の変更

- 1 規則第 12 条の規定により事業計画の変更が必要な場合は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業実施期間の変更（事業完了が貸付後 3 か月（漁業経営開始資金にあつては 6 か月）を超える場合）
 - (2) 実施事業費の 20 パーセント以上の変更
 - (3) 貸付けの内容の変更（型式、馬力、構造、数量等の著しい変更）
 - (4) 共同借入の場合における個人別事業費の 30 パーセント以上の変更
 - (5) 借受者及び連帯保証人の変更
 - (6) 団体借入又は共同借入の場合における借受者の変更
 - (7) 知事が特に必要と認める場合の変更
- 2 借受者は、貸付決定を受けた事業が完了するまでの間に 1 の事業計画の変更をする必要が生じたときは、計画変更承認申請書（様式第 37 号）を作成し、知事の承認を受けなければならない。この場合、事前に水産業普及指導員の指導を受けるものとする。

計画変更承認申請書の提出先及び提出部数については、第 3 の 3 の (1) 及び (2) を準用する。
- 3 申請受付機関の長は、提出のあった計画変更承認申請書及び添付書類を 1 部信漁連に送付すること。
- 4 知事は、2 の計画変更承認申請書を受理したときは、申請内容等を審査の上、承認するか否かを決定し、承認通知書（様式第 38 号）又は不承認通知書により借受者に通知するとともに、その写しを関係機関に送付するものとする。

第 15 信漁連における資金の管理保全

信漁連は、本制度の円滑な運用を図るため県経営普及課等と密接な連絡を図り、委託契約に基づき常に善良な管理者の注意をもって借受者に対する指導及び貸付金の管理保全に留意すること。

また、沿岸漁業改善資金は県の公金を貸し付けるものであるから、その経理に適正を期し、自己資金の貸付けを混同経理することのないよう次の事項に留意すること。

- 1 沿岸漁業改善資金貸付管理簿（様式第 39 号）を作成し、必要事項を記入すること。
- 2 貸付金の交付にあたっては、現金で支払うことなく、借受者の貯金口座へ振り込むこと。

なお、自己負担金も同じ貯金口座へ振り込むこと。
- 3 資金の払出しにあたっては、納品書、請求書等の提示を受け用途及び金額を確認の上、払出しに応ずること。

- 4 資金の償還にあたっては、知事から送付のあった償還案内書に基づきあらかじめ借受者に償還の予告を行うこと。
- 5 繰上償還及び支払猶予については、第11の2及び3に基づいて迅速かつ適切な事務処理を行うこと。
- 6 貸付申請書、貸付決定通知書等の関係書類及び当該事業の実施に係る契約書、納品書、受領証等の証拠書類の写しは、借受者別に整理し、貸付金の償還が完了するまで保存しておくこと。
- 7 借用証書及び領収書は、的確に精査及び確認を行うこと。
- 8 収納金の管理については、常にその納入状況を把握し、延滞等の発生に際しては、速やかに延滞の状況（理由、償還見込等）について調査を行い、知事に連絡し、借受者に対し督促を行うこと。
- 9 貸付金の経理は、資金の適期貸付に十分留意し、次のような経理を行うこと。
 - (1) 貸付金にあつては、第8の3（貸付金の交付）に基づいて取り扱うものとするが、特に次の事項に留意すること。
 - ア 知事から沿岸漁業改善資金貸付金の交付を受けたときは、代理業務勘定（沿岸漁業改善資金口座）に受け入れ、資金交付日に合わせて、知事から送付のあった送金通知書により、資金の種類及び貸付条件のいかんにかかわらず、必ず借受者名義の貯金口座に振り込むものとする。

なお、後継者の漁業経営開始資金については、借受者名義の貯金口座を開設するとともに同貯金口座を継続して利用すること。
 - イ 資金の交付にあたっては、起算日処理は認められない。
 - (2) 償還金は、第11の2に基づいて取り扱うものとし、仮受金等として留保運用してはならない。借受者から約定償還金、繰上償還金又は期限前償還金の償還を受けたときは、代理業務勘定（沿岸漁業改善資金口座）に受け入れ、借受者から償還を受けた日を起算日として5営業日以内に、納付書、領収済通知書及び収納済通知書を添え、受託現金計算書とともに新潟県指定金融機関第四北越銀行県庁支店に当該償還金を払い込むものとする。ただし、繰上償還の場合で納入通知書が到着する前に償還を受けた場合は、仮受金に受け入れ、納入通知書の受理後速やかに償還手続きをとること。

第16 その他

沿岸漁業改善資金の貸付けにあたっては、第1から第15までに定めるもののほか、次の事項について十分留意すること。

- 1 暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者に貸付けを行わないこと。
- 2 貸付金の使用については用途及び金額を明確にし、目的外使用のないよう留意すること。
- 3 本資金の貸付けは、次の場合を除き同一の資金の種類（別表2の「資金の種類・機器等」欄に掲げる機器等をいう。）ごとに1回限りとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 新しい施設・機器・資材等の導入により技術の内容等が高度化若しくは変化し、又は燃料油の消費の節減若しくは大気汚染物質（窒素酸化物（NO_x）等）の放出の低減をする

こと等により、沿岸漁業の経営若しくは操業状態の改善又は生活の改善に資することが認められる場合

- (2) 漁ろう作業省力化機器等設置資金に係る貸付けで、漁法、漁場等の転換があり、同一の貸付内容であっても、新たに導入しようとする機器等が既に導入している機器等と技術的に異なる場合
- (3) 補機関等駆動機器等設置資金の油圧装置に係る貸付けで、当該装置で駆動しようとする操船作業又は漁ろう作業省力化機器が異なる場合
- (4) 新養殖技術導入資金の種苗に対する貸付けで、1回の貸付けでは、その効果が判定しがたい場合。ただし、この場合は2回を限度とする。
- (5) 新養殖技術導入資金に係る貸付けで、貸付対象となる養殖魚種若しくは養殖技術の転換を行う場合又は漁場の利用方法の転換を県等の指導を受け、年次計画を立てて行う場合
- (6) 資源管理型漁業推進資金又は環境対応型養殖業推進資金に係る貸付けで、当該資金以外の資金による貸付内容と同一の内容を含んでいる場合
- (7) 経営等改善資金に係る貸付けで、同一の貸付内容と新規の貸付内容が一体となった機器等であって、これらの機能が相互関連の下で作動することにより、効率的又は効果的な使用に資するものであると認められる場合
- (8) 借受者が災害その他やむを得ない事情で、本資金により導入しようとする技術又は生産方式の改善が未達成の状態となったと認められる場合
- (9) 研修教育資金の国内研修の場合。ただし、この場合は2回を限度とする。
- (10) 漁業経営開始資金に係る貸付けで、年次計画をもって実施する場合

4 事業の着手は、資金の交付を受けて行うことが原則となっており、やむを得ない場合でも貸付決定通知を受けてから着手すること。

「事業の着工」とは、実際に工事等を行うこと（機器等の設置にあつては当該機器の据付を、購入にあつてはその搬入を、また家屋、施設等の工事にあつては当該工事の開始）をいい、契約（手付金の支払を含む。）は該当しないものとする。

5 事業の実施期間は、事業効果の発現時期の早期化及び資金の効果的利用の観点から貸付金の交付後3か月以内（漁業経営開始資金にあつては6か月以内）に完了するものとする。

なお、事業の着手後、災害等やむを得ない事情により所定の期間内に事業を完了することが困難な事態が生じた場合は、第14の2による計画変更手続きを行うものとするが、事業の実施期間を長期にわたって変更しなければならないときは、期限前償還又は繰上償還を行わせ、必要に応じて事業実行が確実となる時期に再貸付けを行うものとする。

6 国又は県の補助金の交付対象事業については、貸付けの対象としないこと。したがって、この資金の借入れにより行った事業でその後、国又は県の補助金の交付対象事業となったときは、借入金の全額を繰上償還すること。

7 同一物件に対して、他の制度資金と合わせた貸付けは行わないこと。

8 漁協及び信漁連の長は、借入者が行う貸付申請書、借用証書及び事業実施報告書の作成については、当該書類の重要性を配意し適切に指導するものとする。

付 則

この要領は、令和3年5月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、令和3年12月27日から施行し、令和3年11月20日から適用する。

付 則

この要領は、令和4年4月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、令和5年8月15日から施行し、東日本大震災により被災した沿岸漁業者等が借り入れる場合における特例措置については令和5年3月29日から、その他の改正部分については令和5年5月23日から適用する。

付 則

この要領は、令和6年6月4日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、令和7年4月16日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
- 2 この要領の改正前に、既に貸付けが行われた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。